

離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届） 記入例

※離婚届と同時に届出する場合があります。

届出日を記入してください。

現在住民登録をしている住所を記入してください。

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のとおり記入してください。

離婚届と同時に届出する場合は、「変更前」「変更後」ともに、離婚前の氏を記入してください。

協議離婚の場合は、届出日となります。

裁判離婚の場合は、
 ・調停成立の日
 ・和解成立の日
 ・請求の認諾の日
 ・審判、判決の確定日
 となります。

新しく定める本籍を記入してください。

必ず本人が自署し、押印してください。

屋間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
平成26年4月1日届出		第 号	長印
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票
住民票	通知		
(1) (よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) とね はなこ 氏 名 利根 花子 平成元年1月8日生		
(2) 住 所	茨城県水戸市笠原町978 番地 6号		
(3) 本 籍	(よみかた) とね はなこ 世帯主 の氏名 利根 花子 (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 茨城県北相馬郡利根町大字布川841 番地 1号 筆頭者 の氏名 利根 太郎		
(4) (よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏) 利根 変更後 (離婚の際称していた氏) とね 利根		
(5) 離婚年月日	平成26年4月1日		
(6) 離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同居者がいない場合には記載する必要はありません) 茨城県水戸市笠原町978 番地 6号 筆頭者 の氏名 利根 花子		
(7) そ の 他			
(8) 届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	利根 花子		
		連絡先 電話 090(1111)2222 自宅・勤務先[]・携帯	